静岡県教育委員会告示第9号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等(令和2年静岡県教育委員会告示第3号)の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和4年3月18日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

改正後

改正前 1 職員の区分及び職務内容

会計年度任用職員は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、それぞれに定める表の左欄に掲げる職員の区分ごと、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務に従事する。

(1) 教育部(静岡県教育委員会組織規則(平成 30年教育委員会規則第1号)第4条第1項に 規定する教育部をいう。)

一次にする教育的でいう。/					
職員の区分	職務内容				
(略)					
教育職員	(略)				
外国語指導講師	(略)				
(略)					

(2) • (3) (略)

別表第1 (略)

(1)							
職員の区分		報酬の基本額 (時間額)					
	教育職員	(略)					
教育部							
に勤務							
する職							
員							
(略)							

1 職員の区分及び職務内容

会計年度任用職員は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、それぞれに定める表の左欄に掲げる職員の区分ごと、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務に従事する。

(1) 教育部(静岡県教育委員会組織規則(平成 30年教育委員会規則第1号)第4条第1項に 規定する教育部をいう。)

職員の区分	職務内容
(略)	
教育職員	(略)
保育ソーシャル	幼児の置かれた環境の改善に向けた
<u>ワーカー</u>	働きかけを行う業務
<u>インクルーシブ</u>	特別な配慮が必要な幼児の教育活動
支援員	支援の充実を図る業務
外国語指導講師	(略)
(略)	

(2) • (3) (略)

別表第1 (略)

]表第]	(略)		
	職員の区分		
	教育職員		(略)
教育部に勤務する職	<u>ーシャ</u> 務 <u>ルワー</u>	社会福祉士、精 神保健福祉士等 専門的な資格を <u>有する者</u>	3,000円
員		上記以外の者	1,500 円
	インクルー	ーシブ支援員	1,000円
(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。